

## 「千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」の策定について

### 1 策定の背景・目的

本市では令和3年3月に策定した「第3次千歳市環境基本計画」において、地球温暖化の防止のため、省資源、省エネルギー意識に関する啓発等を進め、令和4年2月7日に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。

また、令和6年3月には、市民や事業者と地球温暖化の危機感を共有し、温暖化を食い止め、本市の豊かな自然を後世に引き継ぐために、「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入については、自然環境との調和を前提とした取組を進めているところである。

再生可能エネルギーは、平成24年7月に制定された「再生可能エネルギーの電気の利用に関する特別措置法（再エネ特措法）」により、固定価格買取制度（FIT事業）が始まって以降、急速に導入が進んでいるが、太陽光発電については電力買取価格の低下により、再エネ特措法の適用を受けない再生可能エネルギー発電事業（非FIT事業）が増加傾向である。

このような中、全国では安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど、様々な問題が発生している。また、本市においても、市議会において「民有地での大規模太陽光発電に関する千歳市独自ガイドラインの策定」に係る市民団体からの陳情を受け、令和7年12月12日に採択されるなど、市内で太陽光発電設備を整備する際の適正導入を促す取組の重要性は高まっている。

このことから、太陽光発電設備について、地域住民の理解のもと適切に設置・管理し、自然環境との調和が図られた事業とすることを目的として、環境破壊や災害リスクの予防、設置手続きの見える化など、事業者に対して一定の基準を示す「千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」を策定するものである。

### 2 策定内容（予定）

（１）設置区域：市内全域

（２）設置規模：出力１０キロワット以上

（住宅、事業所等に併設され、自己消費を目的としているものは除く）

（３）主な内容：

- ・市への事前協議申出書及び事業計画書等の提出
- ・住民説明会の実施及び報告の義務付け
- ・設置に適さないエリアの明示
- ・事業実施に当たり配慮すべき事項の設定
- ・設置後の適切な維持管理等の配慮
- ・事業計画等の公表

### 3 施行予定日

令和9年1月1日

### 4 策定スケジュール（予定）

- ・ 8月下旬 環境審議会（素案説明）
- ・ 9月上旬 厚生環境常任委員会（素案説明）
- ・ 9月中旬～10月下旬 パブリックコメントの実施、取りまとめ
- ・ 11月上旬 環境審議会（最終案報告）
- ・ 11月下旬 厚生環境常任委員会（最終案報告）
- ・ 令和9年1月1日 ガイドライン施行